

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ジブチ	食糧援助に関する日本国政府と ジブチ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	100,000千円 H19.2.5まで	H18.2.6 アデイス アベバ(エ チオピア) で (同日)	日本側 泉盛二郎在ジブチ 大使 (エチオピアにて兼 轄) ジブチ側 イブラヒム・モ ハメド・カミル在エチオ ピア ジブチ大使	H18.2.16 100号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。